

## 貯蓄預金規定

### (Ⅰ) I型

#### 1. (払戻回数超過手数料)

- (1) 毎月1日から月末日までの1か月間に5回をこえて払戻しをするときは、その5回をこえるそれぞれの払戻しについて、当金庫所定の払戻回数超過手数料をいただきます。
- (2) 前項の払戻回数超過手数料は、預金の払戻し時に払戻請求書なしでこの預金口座から自動的に引落します。この場合、払戻請求額と払戻回数超過手数料金額との合計額が預金残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの預金残高から除く。）をこえるときは払戻すことができません。

#### 2. (自動支払い等)

この預金口座からは、前条の払戻回数超過手数料を除き、各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この預金口座を給与、年金、配当金および投資信託の分配金ならびに公社債等の元利金の自動受取口座として指定することはできません。

#### 3. (利 息)

- (1) この預金利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの預金残高から除く。以下同じ。）1,000円以上について付利単位を1円として、次項の利率によって計算のうえ、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、この預金に組入れます。
- (2) この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高（以下「基準残高」という。）は30万円とし、適用する利率は次のとおりとします。なお、利率は金融情勢に応じて変更し、新利率は当金庫が定めた日から適用します。
  - ① 毎日の最終残高が基準残高以上となった期間については、当該期間における店頭に表示する基準残高以上利率
  - ② 毎日の最終残高が基準残高未満となった期間については、当該期間における店頭に表示する基準残高未満利率

### (Ⅱ) II型

#### 1. (自動支払い等)

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この預金口座を給与、年金、配当金および投資信託の分配金等ならびに公社債等の元利金の自動受取口座として指定することはできません。

#### 2. (利 息)

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの預金残高から除く。以下同じ。）1,000円以上について付利単位を1円として、次項の利率によって計算のうえ、毎年3月と9月の当金庫所定の日に、この預金に組入れ

ます。

(2) この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高（以下「基準残高」という。）は10万円とし、適用する利率は次のとおりとします。なお、利率は金融情勢に応じて変更し、新利率は当金庫が定めた日から適用します。

- ① 毎日の最終残高が基準残高以上となった期間については、当該期間における店頭に表示する基準残高以上利率
- ② 毎日の最終残高が基準残高未満となった期間については、当該期間における店頭に表示する基準残高未満利率